

(1) 計画の策定体制

碧南市次世代育成支援対策地域協議会規程

平成16年5月13日制定

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月法律第120号）第21条第1項の規定に基づき、碧南市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次世代育成支援行動計画の策定に関する検討及び市の次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置に係る協議をする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年5月13日から施行する。

